

「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」の概要について

1. 趣旨

著作権法（昭和45年法律第48号）上、著作権が移転した場合の取引の安全性を確保する観点や、著作権関係の法律事実を公示する観点から、登録制度が設けられており、この登録に当たっては、実名・実住所での登録が原則とされている。

このうち、出版権登録制度は、出版物の海賊版被害に対する権利行使に当たり、出版権者が出版権を有していることの証明のための活用ニーズがある。一方、出版権登録に当たって、実名・実住所での登録が必要となることは、プライバシーの観点から、出版権登録自体が躊躇されることにつながっているとの指摘がある。そこで、登録事項記載書類等におけるプライバシーに関する情報の取扱について、文化審議会著作権分科会政策小委員会法制度に関するワーキングチームにおいて議論を行い、「まず対応の必要性が高いと考えられる出版権登録について、・・・所要の措置を講ずる」こととされ、他の登録についても「文化庁において、当該措置を設けることに対するニーズや当該措置の運用に伴うコスト等を検討の上、対応の必要性の程度に応じて同様の措置を適用していくことが期待される」とされた（「令和6年度政策小委員会の審議の経過等について」4頁）。

これを踏まえ、本省令案は、出版権登録に関して、出版権登録原簿に記録され、又は出版権登録原簿の附属書類に記載されている者（以下「被記録者」という。）の氏名・住所について、被記録者からの申出により、登録事項記載書類の交付又は当該出版権登録原簿の附属書類の閲覧若しくは写しの交付に際して、氏名・住所に代えて「公示用氏名」や「公示用住所」を表示することについて、所要の措置を講ずるべく、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）を改正するものである。なお、以下では、本省令案による改正後の規則を「新規則」という。

2. 概要

（1）代替措置の内容

- 新規則では、文化庁長官は、被記録者から以下の措置（以下「代替措置」という。）を希望する旨の申出があったときは、法令に別段の定めがある場合を除き、これらの書類の閲覧又はその写しの交付に際して、代替措置を講ずることとする。
 - ① 当該記録に係る著作物が無名又は変名の著作物（実名の登録がされている著作物を除く。）であって、当該被記録者が当該著作物の著作者又は当該著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であるとして代替措置を希望する旨の申出があった場合は、出版権登録原簿等に記録・記載された被記録者の氏名に代わるものとして公示用氏名を当該出版権登録原簿等に記録・記載し、かつ、当該出版権登録原簿に係る登録事項記載書類には当該被記録者の氏名を記載しない（当該出版権登録原簿の附属書類の閲覧及びその写しの交付の際には当該被記録者の氏名を表示しない）措置
 - ② 当該被記録者の住所が明らかにされることにより、当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとして代替措置を希望する旨の申出があった場合

は、出版権登録原簿に記録された被記録者の住所又は居所に代わるものとして公示用住所を当該出版権登録原簿に記録し、かつ、当該出版権登録原簿に係る登録事項記載書類には当該被記録者の住所を記載しない措置

(2) 代替措置の申出等に係る手続

① 代替措置の申出に係る手続

代替措置を申し出る場合には、該当する登録を特定し、(1) ①又は②の要件を満たすことを確認するため、以下の事項を記載した申出書及び添付書面を文化庁長官に提出させることとする。また、文化庁長官は、代替措置を講ずる等に当たって必要があると認めるときは、被記録者に対し必要な情報の提供を求めることができることとする。

〈申出書の記載事項〉

- ・ (1) ①の申出の場合（公示用氏名の代替措置に係る申出の場合）は登録番号、申請の受付の年月日及び受付番号、(1) ②の申出の場合（公示用住所の代替措置に係る申出の場合）は登録番号
- ・ 被記録者の氏名、住所又は居所及び連絡先
- ・ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所又は居所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ・ 代替措置を希望する旨及び(1) ②の申出の場合はその理由
- ・ (1) ①の申出の場合は公示用氏名、(1) ②の申出の場合は公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称
- ・ 申出の年月日

〈添付書面〉

- ・ 申出書に記載されている被記録者の氏名及び住所又は居所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（被記録者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）その他の被記録者の氏名及び住所又は居所を証する書面
- ・ 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
- ・ (1) ②の申出の場合は公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称を証する書面並びに当該公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面

② 代替措置の変更又は終了に係る手続

公示用氏名又は公示用住所は、変更の申出又は終了の申出をすることを可能とする。

③ 被記録者本人又はその相続人による代替措置が講じられていない書類の交付又は閲覧の請求について

被記録者又はその相続人については、代替措置が講じられていない登録事項記載書類又は出版権登録原簿の附属書類の写しの交付若しくは附属書類の閲覧の請求を可能とする。

3. 施行期日(予定)

公布の日